

「飲酒運転根絶の日」実施要領

1 目的

飲酒運転による交通事故を根絶するためには、広く県民に飲酒運転の悪質性・危険性等を訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図ることが必要である。

このため、飲酒運転の根絶に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、飲酒運転の根絶に取り組む。

2 実施日

毎月 20 日

3 主催

広島県交通対策協議会

4 名称

「飲酒運転根絶の日」とする。

5 実施事項

機 関 別	実 施 事 項
県 市区町	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動・ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動・ 飲酒運転根絶宣言店の登録促進、ハンドルキーパー運動の推進
警察	<ul style="list-style-type: none">・ 白バイ・パトカー等による飲酒取締りの強化・ 酒類提供者・車両提供者・車両同乗者に対する罰則の周知・ 飲酒運転根絶モデルビルの登録促進
県・市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・ 朝礼等の場を活用した広報啓発活動・ 人命を奪う重大犯罪であることの周知
交通安全関係団体	<ul style="list-style-type: none">・ 所属会員等への広報啓発活動・ 各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none">・ 飲酒運転の危険・悪質性、社会的責任等についての話し合い・ ハンドルキーパー運動の実践や飲酒場所への車両運転を控えることの意識付け
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 朝礼、広報誌等を活用した飲酒運転を許さない職場環境づくりの推進・ アルコールに関する正しい知識や飲酒運転の危険・悪質性等の理解を深める交通安全教育の推進
酒類提供 飲食店	<ul style="list-style-type: none">・ ハンドルキーパー運動の推進・ 飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用促進
運転者・同乗者	<ul style="list-style-type: none">・ ハンドルキーパー運動の実践・ 運転者のみならず同乗者も厳しい処分を受けることの理解

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から実施する。